

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;">国家外汇管理局综合司 关于改进企业贸易信贷登记管理有关问题的通知 汇综发[2009]108号</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连青岛厦门、宁波市分局：</p> <p>为改进贸易信贷登记管理，保证贸易便利化，促进经济发展，现就有关事项通知如下：</p> <p>一、国家外汇管理局简化预付货款注销手续，取消企业注销申请与外汇局确认注销申请环节。</p> <p>已登记预付货款项下货物报关进口（或进口备案）或货物未进口发生退汇的，企业应在货物进口报关单（或进口货物备案清单）签发之日起或退汇之日起15个工作日内，直接登陆贸易信贷登记管理系统（以下简称“系统”）办理预付货款注销手续。系统于每晚23时对企业当日完成注销的预付货款进行自动确认。</p> <p>国家外汇管理局各分局、外汇管理部（以下简称“外汇局”）应利用“中国电子口岸—进口付汇系统”及“出口收汇核报系统”中核注信息，对企业预付货款注销时填报的进口报关单等信息进行事后抽查。如发现利用虚假进口报关单或重复使用进口报关单注销的企业，应按照外债管理相关规定对其进行处罚。</p>	<p style="text-align: center;">国家外貨管理局綜合司 企業貿易与信登記管理を改善することの関連問題 に関する通知 匯綜発〔2009〕108号</p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深圳、大連青島廈門、寧波市分局：</p> <p>貿易与信登記管理を改善し、貿易の利便性を保証し、經濟發展を促進するため、ここに關係事項について以下の通り通知する。</p> <p>一、国家外貨管理局は前払い取消手続きを簡素化し、企業の取消申請と外貨管理局が取消申請を確認するプロセスを廃止する。</p> <p>既に登記した前払い項目下の貨物通関輸入（或いは輸入備案）或いは貨物未輸入の代金払い戻しが発生した場合、企業は貨物輸入通関単（或いは輸入貨物備案清單）に署名した日或いは払い戻しの日より15営業日以内に、直接貿易登記管理システム（以下、「システム」と略称）にログインし、前払い取消手続きを行わなければならない。システムは每晚23時に企業がその日に取消した前払いについて自動的に確認を行う。</p> <p>国家外貨管理分局各分局、外貨管理部（以下、「外管局」と略称）は「中国電子口岸 - 輸入支払システム」及び「輸出受取審査報告システム」中の審査情報を利用し、企業が前払い取消時に記載報告した輸入通関単等の情報に対して事後抜き取り調査を行わなければならない。もし虚偽の輸入通関単を利用或いは輸入通関単を重複使用して取消した企業が発覚したら、外債管理関連規定に基づき処罰を行わなければならない。</p>

<p>二、国家外汇管理局根据当前我国国际收支状况及国内外经济形势等因素，将系统中进行预付货款登记的企业的基礎比例设定为 30%。</p> <p>三、企业在系统中办理提款登记的等值 50000 美元（含）以下的预收货款、延期付款和预付货款，不纳入控制比例限制。</p> <p>四、外汇局在为企业设定调整比例时，应以满足企业的实际需求为主要依据，总局不对调整比例设定上限。</p> <p>本通知自 2009 年 9 月 1 日起开始实施。《国家外汇管理局综合司关于印发〈贸易信贷登记管理系统（预付货款部分）操作指引〉的通知（汇综发〔2008〕174 号）的附件《贸易信贷登记管理系统（预付货款部分）操作指引》中第十二条和第二十五条即行废止。《国家外汇管理局综合司关于完善企业贸易信贷登记管理有关问题的通知（汇综发〔2009〕36 号）中涉及保税监管区域内企业预付货款注销的内容与本通知不一致的，以本通知为准。</p> <p>各分局、外汇管理部接到本通知后，应及时转发辖内分支机构和银行。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。</p> <p>特此通知。</p> <p style="text-align: right;">二〇〇九年八月二十八日</p>	<p>二、国家外貨管理局は現下のわが国の国際収支状況及び国内外の経済情勢等の要素に基づき、システム中の前払登記の企業の基礎比率を 30% に設定する。</p> <p>三、企業がシステム中で行う引出登記の 50,000 米ドル相当（を含む）以下の前受け、延払いと前払いは、コントロール比率制限には組み入れない。</p> <p>四、外管局が企業の調整比率を設定する際には、企業の実際のニーズを満足させることを主とし、総局は調整比率に上限を設けない。</p> <p>本通知は 2009 年 9 月 1 日より開始、実施する。国家外貨管理局綜合司「貿易与信登記管理システム（前払い部分）操作手引き」の印刷公布に関する通知（匯綜発〔2008〕174 号）の添付物「貿易与信登記管理システム（前払い部分）操作手引き」中の第十二条と第二十五条は直ちに廃止する。「国家外貨管理局綜合司企業貿易与信登記管理を改善することの関連問題に関する通知（匯綜発〔2009〕36 号）」中の保税監督監理区域内企業に関わる前払い取消の内容と本通知が一致しない場合、本通知を基準にする。</p> <p>各分局、外貨管理部は本通知を接受した後、管轄内の分支機構と銀行に直ちに転送しなければならない。執行中に問題に遭遇した場合、国家外貨管理局に直ちにフィードバックされたい。</p> <p>ここに通知する。</p> <p style="text-align: right;">二〇〇九年八月二十八日</p>
--	--

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 商品開発部】